



EY Taiwan JBS NEWSLETTER

September 2025



The better the question. The better the answer.
The better the world works.

EY 安永

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- September 2025 -

産業創新条例の一部改正のポイントと留意点

■ はじめに

台湾の経済発展を支える基盤として位置づけられている「産業創新条例」は、企業の研究開発投資や技術革新を促進し、国際競争力を高めるための包括的な制度です。本条例に基づき、企業は税務優遇や資金調達支援を活用しながら、新たな成長機会を模索することが可能となっています。

2025年4月18日に、産業創新条例の一部改正案が立法院の第三読会を通過し、総統により2025年5月7日に公布されました。

今回の改正において、人工知能(AI)及び世界的なカーボンニュートラルなどの趨勢に対応するため、投資控除の適用範囲や対象投資上限額が拡大され、施行期間も延長されました。さらに、スタートアップ事業への投資を促進するため、パス・スルー課税の適用基準や、個人投資に関する控除範囲及び投資控除支出が変更となりました。また、国際社会が経済安全保障の問題に関心を示す中、重要技術の流出を防ぐために、対外投資に関する仕組みにも変更があります。

今回のJBS NEWSLETTERでは、本改正の主なポイントをまとめました。

■ 今回お伝えしたいポイント

- 産業創新条例の適用範囲、控除限度額が拡大され、施行期間も延長
- 台湾からの海外投資に関しては規制が追加され、罰則も新設
- 改正後条例の適用にあたって留意すべき事項

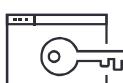
本ニュースレターの内容は、一般的な情報を参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点などございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

産業創新条例の一部改正のポイントと留意点



適用範囲、控除限度額及び施行期間の改正

第10条の1の改正

改正点	改正前	改正後
適用範囲の拡大	 スマートマシン  5Gシステム  情報セキュリティ	左記項目に加えて、以下の投資項目が追加  人工知能(AI)  省エネ・CO2削減
投資限度額の拡大	10億台湾元	20億台湾元
施行期限の延長	2024年12月31日まで	2029年12月31日へ延長

適用範囲の拡大: 自ら使用する新たなスマートマシン、5G、情報セキュリティ製品やサービスの導入に対する投資の他に、人工知能製品やサービス、省エネ・CO2削減に関する新しいハードウェア、ソフトウェア、技術や技術サービスが追加されました。

「人工知能製品またはサービス」: 機械学習アルゴリズム、深層学習アルゴリズム、大規模言語モデル、または自然言語処理といった技術要素を活用し、人間の知能を模倣し、認知・学習・推論を行い、さまざまなデータタイプを大規模に利用して、産業に必要な識別・分類・生成などの多様な応用を実現することにより、企業の運営や生産効率を最適化するハードウェア、ソフトウェア、技術、または技術サービスを指します。

「省エネ・CO2削減」: 公共の省エネ措置または生産プロセス改善に関する低炭素技術要素を活用し、エネルギー利用効率を向上させ、エネルギーや資源の消費を削減し、その結果として温室効果ガス排出を削減することを指します。

第10条の1
(改正)

投資限度額の拡大: 投資額の範囲は同じ課税年度の合計額が100万台湾元以上、20億台湾元以下となりました。

施行期限の延長: 改正後の適用期間は2025年1月1日から2029年12月31日までとなりました。

産業の投資負担を低減させ、設備更新の意欲を高めるため、投資控除の支出額の上限が10億台湾元から20億台湾元に引き上げられました。また、長期投資を促進するために、投資控除の租税優遇期限が2029年12月31日まで延長されました。申請を行い、事業の中央主管機関による許可を受けた場合には、規定に合致する支出額の5%(投資年度のみで税額控除を利用する場合)または3%(3年度にわたり税額控除を利用する場合)を限度として営利事業所得税の納付税額から控除することができます。

産業創新条例の一部改正のポイントと留意点



海外投資に関する規制の改正及び罰則の新設

第22条の改正

第22条
(改正)

海外投資にかかる「事前承認申請」や「中央主管機関に対する届出」の規定を改正: 海外への投資により重要技術の流出が産業競争力に影響を及ぼし、また台湾に脅威をもたらす国や企業への資金流入によって国家の安全を損なうことを防ぐため、会社や有限パートナーシップが海外投資を行う場合には、事前に中央主管機関に承認を申請するか、または投資実行後に中央主管機関へ届出を行わなければなりません。今回の改正にて、中央主管機関が一部や全部を否決する、もしくは条件付きで承認することができる条文が追加されました。

■ 事前に承認申請を行わなければならない状況(いずれかに該当する場合):

- ① 特定の国や地域への投資
- ② 特定の産業や技術に係る投資
- ③ 一定の金額以上の投資

■ 投資実行後に中央主管機関に届出を行う必要がある状況:

上記状況に該当しない場合

■ 一部や全部を否決するか、条件付きで承認することができる状況(いずれかに該当する場合):

- ① 台湾の安全に影響を与える
- ② 台湾の経済発展に悪影響を与える
- ③ 政府が締結した国際条約や協定の遵守に影響を与える
- ④ 投資を申請する会社または有限パートナーシップが労働関連法規に違反し、重大な労使紛争を引き起こし、未解決の場合

第67条の3の新設

第67条の3
(新設)

第22条における海外投資の規定に違反した場合の関連罰則

- 会社または有限パートナーシップが第22条第1項の規定に違反し、許可を経ずに投資を実行した場合、5万台湾元以上 100万台湾元以下の過料が科されます。また、主管機関は、一定の期限を設けて、投資の修正、中止または撤回を命じることができ、さらに期限までに投資の修正、中止または撤回を実施しない場合は、その都度50万台湾元以上 1,000万台湾元以下の過料を科することができます。
- 会社または有限パートナーシップが海外投資を実行するにあたり、第22条第3項に基づき中央主管機関が付した条件を履行しない場合、あるいは第22条第4項に基づき中央主管機関が命じた一定の是正措置または投資撤回を期限内に履行・是正・撤回しなかった場合、主管機関は、その都度50万台湾元以上 1,000万台湾元以下の過料を科することができます。

産業創新条例の一部改正のポイントと留意点



有限パートナーシップのベンチャーキャピタル事業における資本金の分割払込要件の緩和

第23条の1の改正

「出資額の引き下げ」によりベンチャーキャピタル事業がスタートアップ企業に投資する場合にパス・スルー課税を適用できる基準を緩和し、「スタートアップ企業に投資する比率及び金額の引き上げ」によりスタートアップ企業への資金投入を促進します。

ベンチャーキャピタル事業が以下の要件を満たし、年度ごとに中央主管機関に許可を申請して承認を得た場合、設立年度から10年内に、所得税法第24条の規定により営利事業所得額を計算して、それぞれ有限パートナーシップ法第28条第2項に定める利益分配比率に応じて、各パートナーの営利所得額を計算し、パートナーは所得税法の規定に基づき所得税の課税・免除を受けます：

- 2025年1月1日から2029年12月31日までの間に有限パートナーシップ法により新たに設立されたベンチャーキャピタル事業であること
- 台湾域内への投資累計額：当該事業の設立2年目から、当年度投資累計額の50%に達すること
- 下表の出資額及びスタートアップ企業への投資の比率及び金額の規定に合致すること：

第23条の1 (改正)	設立当期 と2期目	約定出資額が1億5,000万台湾元に達する ^(注1) （改正前は3億台湾元）		
	設立 3期目	払込出資総額が5,000万台湾元に達する ^(注1) （改正前は1億台湾元）		
		かつ、スタートアップ事業への投資額の累計が当該事業の当年度の払込出資総額の ^(注2) 50%に達する	または	2億台湾元に達し、かつ当該事業のその事業年度の払込出資総額の ^(注2) 20%を下回らない
	設立 4期目	払込出資総額が1億台湾元に達する ^(注1) （改正前は2億台湾元）		
		かつ、スタートアップ事業への投資額の累計が当該事業の当年度の払込出資総額の50% ^(注1) （改正前は30%）に達する	または	3億台湾元に達し、かつ当該事業のその事業年度の払込出資総額の ^(注2) 30%を下回らない
	設立 5期目	払込出資総額が1億5,000万台湾元に達する ^(注1) （改正前は3億台湾元）		
		かつ、スタートアップ事業への投資額の累計が当該事業の当年度の払込出資総額の50% ^(注1) （改正前は30%）に達する	または	4億台湾元 ^(注1) （改正前は3億台湾元）に達し、かつ当該事業のその事業年度の払込出資総額の ^(注2) 40%を下回らない

^{注1} 金額や比率は改正前の産業創新条例第23条の1第1項第1号における数年に分けて出資するベンチャーキャピタル事業に関する規定となります。

^{注2} 今回の改正で新規追加されました。

産業創新条例の一部改正のポイントと留意点



ハイリスクのスタートアップに対する個人投資の税制優遇範囲の拡大

第23条の2の改正

スタートアップ企業への投資を促進するため、エンジェル投資家の投資控除の適用条件を緩和:個人が台湾域内のハイリスクのスタートアップ企業に現金で投資する場合の控除額の上限を引き上げました。その他、投資する台湾域内においてハイリスクとなるスタートアップ企業の設立年限の引き上げ、投資額の引き下げ、保有期間の延長などの改正を行いました。関連する改正ポイントは以下の通りになります:

第23条の2
(改正)

- 台湾域内のハイリスク企業の設立年限を改正前の2年未満から5年未満に緩和
- 同一会社に対する当年度投資額を改正前の100万台湾元以上から50万台湾元以上に緩和
- 当該会社の新規発行株式に対する保有期間を改正前の満2年保有から満3年に修正
- 投資額の控除総額の上限額を改正前の300万台湾元から500万台湾元に引き上げました。これは投資先であるハイリスクのスタートアップ企業が目的事業の中央主管機関により国家重点発展産業に該当すると判断されたかにより上限額が異なり、詳細は下表の通りになります:

国家重点発展産業に該当する場合	その他
500万台湾元まで	300万台湾元まで



改正条例の適用にあたっての留意点

- 第10条の1:適用項目が追加され、かつ投資控除支出額の上限も20億台湾元に引き上げられましたが、投資額について改正前、改正後いずれの規定を適用すべきかについて留意する必要があります。産業創新条例一部条文改正対照表の説明によると、企業の投資決定の時点、すなわち発注日により判断するものとされています。発注日が今回の改正発効日(2025年1月1日)前である場合は、改正前の規定を適用し、改正後の規定を適用することはできません。また、控除できる年度(すなわち、支出額の年度)の認定は、納品の年度により判断されます。

(例)企業が2024年11月1日に省エネ・CO2削減設備1式を発注して、かつ2025年2月28日に納品したが、発注日が今回の産業創新条例の改正発効日(2025年1月1日)前であるため、改正前の規定しか適用できません。改正前の条文では省エネ・CO2削減設備の項目がないため、当該設備が2025年度に納品された場合であっても、改正後の投資控除の規定を適用することはできません。
- 第23条の1:有限パートナーシップであるベンチャーキャピタル事業がパス・スルー課税税制を適用するためには、2025年度1月1日以降に台湾の有限パートナーシップ法により設立されたベンチャーキャピタル事業である必要があります。また、有限パートナーシップであるベンチャーキャピタル事業のパートナーが個人である場合、その分配利益は営利所得として、総合所得税の課税対象となり、所得税法上の配当所得の二択課税制度を適用することはできません。

JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、時勢に応じた会計、税務、法令に係るトピックを、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2025年8月	移転価格における一括調整の実務と留意点
2025年7月	貸倒損失／貸倒引当金における税務上の留意点
2025年6月	台湾における営利事業の株式売却時の基本税額申告及び計算に関する留意事項
2025年5月	外国籍従業員が台湾で個人所得税を申告する際の留意事項
2025年4月	台湾における個人所得税申告の基本事項及び重要な改正点～2024年度の申告に向けて～
2025年3月	台湾におけるCFC税制
2025年2月	個人に対するミニマムタックス税制～台湾における海外所得の申告・納税と留意事項～
2025年1月	企業に対するミニマムタックス税制～台湾における現行実務と最新動向について～
2024年12月	台湾における不動産税制～新旧税制比較と事例を踏まえて～
2024年11月	研修目的の台湾滞在に関連するよくある誤解と留意事項
2024年10月	営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～

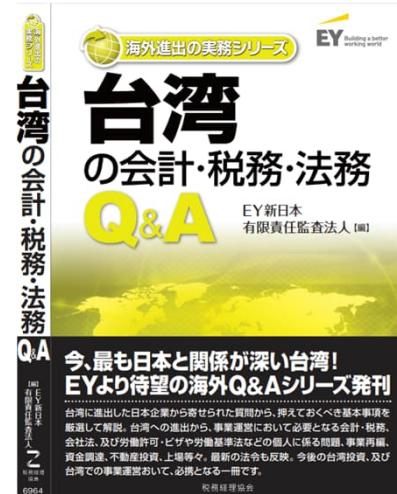
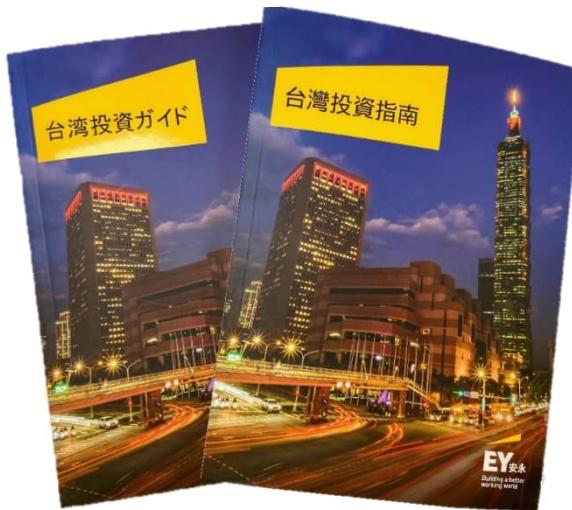
バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、またはEY担当者までご連絡ください。

その他刊行物・セミナー

台湾に関する書籍について



これから台湾に進出する場合や既に台湾に進出している場合に備えて、EY台湾より「**台湾投資ガイド**（日本語・中文）」、及びEY新日本有限責任監査法人より『**台湾の会計・税務・法務Q&A**』（税務経理協会、2024年）といった書籍を発刊しています。



EY Taiwan JBS セミナー



EY Taiwan JBSでは、年2回、日系企業向けにセミナーを開催しています。夏のセミナーでは、主に台湾の新任赴任者向けの基本制度を、冬のセミナーでは決算直前に押さえておきたいポイントを解説しています。また、共に最新の法令アップデートもご紹介しています。さらに、トピックや特定論点にフォーカスした個別セミナーも開催しています。

開催実績	場所	セミナー内容
2025年7月24日 2025年7月22日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート
2025年6月5日	台北(WEB同時配信)	税務2大TOPICセミナー(関税、租税優遇)
2024年12月12日 2024年12月10日	台北(WEB同時配信) 高雄	決算直前事例セミナー／台湾法令アップデート
2024年8月22日 2024年8月20日	台北(WEB同時配信) 高雄	台湾制度基礎セミナー／台湾法令アップデート

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただけますか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
Michael.Lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
Yishian.Lin@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
Anna.Tsai@tw.ey.com

葉柏良 執業會計師
02 2728 8822
Richard.Yeh@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
Jimmy.HW.Sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
Ben.Wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
Junya.Hashimoto@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
Yohei.Kawaguchi2@tw.ey.com

水野 智英 經理
02 2757 8888 20897
Tomohide.Mizuno1@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、稅務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は中華民国の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財團法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young.
All Rights Reserved.

APAC NO.14008921

ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、稅務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@
最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。



EY 安永